

被害者・遺族にとっての細菌戦訴訟

— 中国浙江省義烏市崇山村の事例 —

上田 信

はじめに

日本軍がアジアの人々に加えた戦争犯罪について、これまで日本の内外でさまざまに論じられてきた。現地調査に基づいて被害の実態を明らかとしようとする研究や日本の軍部の当事者からの聞き取り調査が進められており、その成果も数多く発表されている。日本の戦争責任を追求しようとする論調がある一方、戦争責任追及の基礎となる資料のなから瑕疵を見つけ出し、戦争犯罪そのものが「まぼろし」であるとする主張もある。さらに、近年では教育の場において戦争犯罪を教えるべきか否かという論争などが、繰り返し行われている。これらの論調を通観するとき、奇妙なことに一つの重要な事柄が、ほとんど論じられていないことに気づく。それは、戦争犯罪の被害者およびその遺族にとって、日本軍が与えた傷は何なのかという、問いか

けである。

こうした根本的な問いが、なぜ発せられてこなかったのか。その背景には、安易な人道主義的な理解、すなわち他者の痛みを自己の痛みとして感じる事ができるという、楽観が横たわっているのではないだろうか。しかし、日本人と被害を受けた人々とは、戦争犯罪の被害と責任について共通の理解を構築することは容易なことではない。その作業は、異文化理解でもあるからである。日本人と被害者・遺族とのあいだには、文化的・社会的な差違がある。相互理解のための手続きを踏むことなく戦争責任について発言し、行動すると、しばしば誤解が生じ、不信に陥ることがある。

例えば、被害者が属する社会の親族関係が日本のそれとは異なる場合、被害者の遺族として認識される範囲には差違が存在することとなる。社会人類学的な視点に配慮せず

に遺族を認定しようとするれば、被害者側の觀念において遺族に含まれるはずの人を、日本側が見落としてしまふという可能性がある。被害者側は当事者に含まれるべき人が無視されたと感じるのであるうし、日本人の側は無関係なものが介入していると思ひこむ。これは、双方にとつて不幸なことである。

日本軍は、細菌兵器として、ペスト菌を中国の浙江・湖南などに蔓延させた。被害者と遺族にとつてこの細菌戦の持つ意味を、本稿では考えていきたい。細菌戦被害者たちは日本国を相手取り損害賠償を請求する民事訴訟を、一九九七年八月一日に東京地方裁判所に起こし、一九九八年二月一六日に第一回口頭弁論が開かれている。筆者は戦争犯罪や現代史を専攻しているわけではない。たまたま被害者を多く出した地域を社会史の視点から研究していたために、被害の実像を社会的に明らかにするようと弁護団から依頼を受け、同年五月に聞き取りを中心とする調査を実施する機会を得た。調査のなかで細菌戦が半世紀以上前の過去の出来事ではなく、被害者と遺族の現在の生き方にかかわる問題であることを強く感じた。その一端でも伝えられたらと思ひ、本稿を記す。

聯合訴訟

在中国日本大使館に、一九九四年一〇月八日付けの訴状がとどけられた。その文面を以下に掲げる。

中華人民共和国浙江省義烏市江湾郷崇山村は、日本の中国侵略戦争中に、日本軍が崇山村において細菌兵器を使用し、細菌人体実験を進めたことで受けた被害について、日本国に対して「損害賠償」を履行するように要求する聯合訴訟

原告…全權代表・呉利琴、男性、四七歳。王国強、男性、四七歳。王煥斌、男性、六七歳。以上はいずれも中国の公民で、漢族、義烏市の住民であり、現住所は浙江省義烏市江湾郷崇山村。

被告…日本国政府。

要求…日本国が中国を侵略した戦争の期間に、日本軍は崇山村において人間性が欠如した細菌人体実験によって虐殺を行い、家屋・財産を焼失させた。被告に対して賠償金一五五一万米ドルを要求する。

事実と理由…崇山村は県城（義烏市の行政所在地）から八キロメートルのところの位置しており、駐兵防備していなかった。一九四二年の農曆（中国の伝統的な曆）の四月初七日に日本軍に占領された。同年農曆八月廿二日には、義烏県城にいた日本軍の前の七三一

部隊と栄字一六四部隊は、石井四郎の画策のもとで飛行機を出動させ、崇山村にペスト菌を散布し、国際公法に違反して人道にはずれた細菌人体実験の罪悪活動を進めた。ペスト感染者は頭痛・高熱を発し、顔の紅潮・喉の渴きをきたし、脇の下と腿の付け根のリンパ腺が腫れ、口から白い泡を吹いて死亡するにいたった。日本軍は細菌人体実験の必要から、無料で治療するという幌をかぶって、手段を選ばずにペスト感染者を騙し、村から一キロメートルほどの仏教の聖地であった林山寺に連れ去り、監禁して生体解剖を継続した。一八歳の呉小奶は、多くの患者の面前で日本軍により椅子に縛り付けられ、顔に覆いを付けられ、メスで腹部を切り裂かれ、生きたまま内臓をえぐり取られた。その凄惨な叫び声は林山寺を鳴動させた。のちに人々が呉翠蘭の遺体を収めようとしたときに、大腿が一つ足らず、小弟の妻は片腕を切り取られ、王煥桂の妻は子宮をえぐられていたことを発見した。さらに細菌人体実験のあと、見あたらなくなつた遺体もある。わずかに二ヶ月のうちに、崇山村で細菌兵器と細菌人体実験によつて死亡したものは三八二人を数え、近隣の村落でペストに感染して死亡したものは千人に迫る。日本軍は段階的な細菌人体実験の目的を果たした後、ペストが蔓延して日本軍自身の安全を脅かすことを防止す

史苑（第六〇巻一号）

るために、農曆十月十一日の払曉の前、百名を超える兵隊で崇山村を包囲して放火し、民家四二〇間を焼失させた。村民が火を消そうと村に入ろうとしたところ、日本兵に銃撃されて負傷したものが二名いた。日本軍の残虐行為のもとで、崇山村の一七六世帯の農民は帰るべき家を失い、莫大な生命・財産の損失を受けた。

賠償請求は以下の通り…

- 一、細菌兵器と細菌人体実験とにより虐殺された三八二人について、老少男女を包括して、一人あたり平均賠償額三万米ドル、合計一一四六万米ドル。
- 二、焼失された家屋四〇五間、農具・家畜・家具・食料・生活用品などの財産を包括して、一間あたり賠償額一〇〇米ドル、合計四〇・五万米ドル。

以上の文面のあとに、細菌兵器の製造と使用を禁止したハーグ条約に言及し、崇山村における日本の行為が戦争犯罪にあたることを述べている。

訴状に見られる「七三一部隊（関東軍防疫給水部）がペストをはじめとする細菌兵器を開発したことは、広く知られている。中国東北部のハルビン市の南東約二〇キロメートルに位置する平房では、人体実験を伴う細菌戦の研究が進められていた。また北京に置かれた「甲一八五五部隊」は、ペストを媒介するノミの研究と養殖を進め、南京に配属された「栄一六四四部隊」は、細菌散布を行う前進基地と

しての役割を果たしたとされる（村松高夫ほか、一九九七年）。呉利琴・王国強・王煥斌らは、この訴状が在華日本大使館から日本国政府裁判所に転送されることを期待した。大使館は本庁に対して照会はしたものの、日本の政府は彼らの訴状に対して何ら反応を示さなかった。日本は制度的に三権分立を採っており、大使館という行政府の機関は裁判所に訴状を転送する義務はない。また、外務省に属する大使館に訴状を出したことは、いわば原告に対して訴訟を進めるための便宜を計ってもらいたいというに等しい。崇山村の村民のなかに、中国と日本との政治制度の違いを認識するものがいなかったということになる。このことは、聯合訴訟を起こそうとした人々が、手探りをしながら日本国に対して戦争責任を問うという難問に挑戦しようとしていたことを、浮き彫りにしてくれる。

そもそも聯合訴訟はどのように組織されていたのであろうか。原告の全権代表として名を連ねる三名の年齢を見ると、呉利琴と王国強とは戦後生まれであり、崇山村がペストに冒され、家屋が焼かれたことを直接に見聞できる立場にいたのは、一九二七年生まれ、当時数えて一五歳であった王煥斌のみである。呉利琴は村長に相当する村民委員会の主任であり、王国強も村の幹部の一員であり、立場の上から聯合訴状に名を連ねている。実際に訴訟を組織したの

は、王煥斌である。当人から聯合訴状を出すに到る経緯を、聞き取りすることができた。

ペストで村人の多くが死んで行った光景は、いまでもまざまざと思い起こされると王煥斌は語り始めた。父の王煥福は地元で小学校の校長を勤めたこともあり、ペストについて多少の知識を持っていた。村でペストがはやり始めると、自分の家の扉のまわりに石灰を幅広く撒き、ネズミが家のなかに入らないようにするとともに、子どもたちには外に出ないように、もし家でネズミをみたらすぐに打ち殺すように命じたという。父の指示のおかげで家族のなかでペストに感染するものはでなかった。しかし、日本兵に家を焼かれ、農具や家財の一切を失い、当時すでに崇山村から二キロメートルほど離れた金村に嫁いでいた姉（当時二一歳）を頼って、村を出た。一家は焼け出されたことで一気に貧しくなり、地主から耕地を借りて生活せざるを得なかった。冬に雪が降っても、足には履く靴もない生活が続いた。一九五〇年に朝鮮戦争が勃発し、中国から義勇軍を派遣する「抗美援朝」が始まると、王煥斌はすぐに参戦した。当時、日本はアメリカ側にいた。日本軍のために焼け出されたために、敵に対して報復したいという気持ちが強く、一人でも日本と戦いたいという気持ちだが、義勇軍に参加させる動機となった。その後、軍人から教育の仕事に進

み、指導的な立場に就くようになった。

五六年に一歳年下の楼賽君と結婚した。四二年にやはりペストで多くの住民が死んだ義烏県城北門の出身で、家族五人がペストのために亡くなった。母親が息を引き取ったときに、あまりにも激しく慟哭したために、眼を悪くしていた。二人が結婚したのも、同じ経験を持つために互いの気持ちを知りすぎるぐらい分かったからであった。

日本人に仇討ちしたいという気持ちは、一九七二年の日中国交回復を契機にして、変化し始めた。戦時中に細菌兵器を自分の村に使用したことを日本国が認めることで、死者の魂はやすんじることができないのではないか、と思うようになったという。中国にとつても、また世界にとつても、日本と中国の本当の友好関係が必要となつてゐる。しかし、この戦争責任の問題が解決しなければ、真の友好は築けない。そのように考えるようになったのである。

一九八九年に退職したとき、この課題に取り組む決意を固めた。その当時は退職前の仕事の関係で村から離れた江蘇省徐州に住んでいたが、その土地で細菌戦に関する資料を集めるとともに、署名を募りはじめた。そうした民間の活動は、中国では困難を伴う。中国政府は日本に対する外交上のフリーハンドを確保したいので、民間で戦争責任を問う活動が盛り上がることを歓迎しない。また、民間活動

については、四つの禁止事項がある。すなわち、公に宣伝をすること、職場や学校で交流すること、カンパを求めること、政府の名義を使うことの四点である。そのために、地道に一人一人に説明して署名を求め、そのための費用はすべて自費でまかなうことになった。

こうしたボランティア活動を進めるなかで、中国人自身も細菌戦の事実を知らないこと、崇山村だけが日本軍に焼かれたわけではないことを痛感するようになった。そこで、少しでも多くの人に参加してもらうために、「民族の尊厳のために」という目標を掲げ、全国で一万人署名を展開しようと思い立った。そのために一九九〇年に起草した呼びかけの文章は、次のようなものである。

同胞のみなさん、日本軍国主義が中国を侵略した時期に非人道的な残虐行為を受けた人とその親族のみなさん、日本軍国主義が中国を侵略し投降してからすでに五十年になろうとしており、中・日が国交を樹立したのちも、日本の歴代政府はいまだに過去の事実と戦争が造成した犯罪行為を真に反省しておらず、また造成した損害に対して必要な賠償を行っていません。その上、靖国神社への参拝活動を毎年举行し、国際関係においてもあからさまに我が国の尊厳と主権を傷つける挑戦を繰り返し、中・日が交わした友好と協力の

被害者・遺族にとつての細菌戦訴訟（上田）

基礎と発展を深く傷つけています。

国際法規の慣例によれば、侵略を發動した敗戦国は、戦争中に犯した戦争法規と人道的原則に照らして、損害を受けた国の人民に対して賠償を担わなければなりません。この問題において、私たちは明確に次の点を認識しなければなりません。中・日が国交を樹立したときに、中国政府は日本に対する戦争賠償を放棄してはいますが、民間の損害賠償については放棄すると宣布していません。現在では日本政府に対して公正な賠償を交渉する時期です。

私たち、浙江省義烏市の崇山村の村民は、日本軍国主義が国際条約に違反して行つた細菌戦と人体実験の被害者です。私たちは戦争が人民と国家と世界の人類とに危害を加えることを深く理解するとともに、中・日の友好と協力の重要性を認識しています。それがために、私たちは被害者の要求に基づき、日本が軍国主義を復活させることを抑止し、平和にいたる道を歩むようにさせ、中・日の友好が世代を越えて受け継がれ、不断に強固に発展させて行かなければなりません。私たちは日本軍国主義が国際条約に違反して、崇山村において細菌戦を実施するという人間性が微塵もない罪を行つたことを白日の下にさらし、組織的な形と力をもつて署名し、日本政府が細菌戦の犯罪を謝罪し、必

要な賠償を行い、「前の経験を忘れなければ、後の教訓になる」という言葉を実践し、友好の基礎の上に、中日両国、アジア、そして世界の平和と繁栄のために相応の貢献を成すように求めます。

細菌戦被害者、崇山村の王煥斌
この文章は聞き取りを行つたときに記憶に基づいて、できる限り当時の言葉に忠実に再現してもらつたものである。署名が千名ほどになつた一九九三年、はじめて在中國の日本大使館、中国の外交部と人民代表大会、および日本の読売新聞に要望書を署名とともに送つた。その後、十数回にわたり各方面に署名を送り届けた。

王煥斌の活動に転機が訪れたのは、新聞で北京在住の国際法学者である童増が、国家と民間の賠償問題は区別されるべきであり、国が賠償権を放棄したとしても民間は損害賠償を請求できるという見解を出しているのを知つたときであつた。ただちに手紙や電話で意見を求めたところ、崇山村のケースでは民事裁判として損害賠償を求められるという回答を得た。そこで、崇山村の人々に働きかけ、聯合訴訟を起こすことを決断したのである。

王煥斌から聞き取りを行うなかで印象に残つたことは、彼が署名を求め、訴訟を起こすなかで、さまざまな人と関係をとり結んできたということである。文化大革命の時期

に彼は攻撃にさらされたことがあり、人間不信に陥ったことがあったらしい。この心の傷を克服するうえで、自分の過去を見直し、生まれ育った村とのきずなを回復することが、重要な契機となった。

被害調査

崇山村は歴史的にも由緒のある村であり、細菌戦の被害を受ける前には、義鳥のなかでも著名な村の一つであった。ところが、ペストの流行のために多くの人命が失われ、日本兵の手によって祖先伝来の家屋が焼失してからは、村の〈気〉が雲散してしまっただかのように活気を失い、周辺の村々では戦後に復興を遂げたにもかかわらず、崇山村だけが時の流れに取り残されたように廢墟が七〇年代の後半まで放置されているような状況であったという。

その理由を尋ねると、ペストから逃れるために親戚を頼って疎開した先で、ペスト感染者が出たこと、市場や学校などで崇山村の出身者であると疫病をうつされるのではないかと警戒されたことなどが、村人の心の傷として残ったことに行き当たる。以前は、崇山村は「義鳥県南部の一番の村」と自他共に認められていた。文人を排出した村の住民であることに誇りを持っていた人々が、ペスト蔓延を境に

崇山村の生まれであることをできれば隠しておきたいという気持ちに囚われるようになったという。青年たちは陰鬱な村から逃れるように、入隊や就職などの機会があれば村をあとにするようになり、村の發達を支えるはずの人材が流出していった。万人署名を始めた王煥斌さんも、またその一人であったといえよう。

聯合訴訟に向けた動きは、こうした生気の欠けた村に変化をもたらしている。村の幹部を引退していた王達らは、一軒一軒村人を訪問し、訴訟にむけて被害者や遺族から、被害状況について聞き取り調査を始めた。過去の悲惨な思い出を語ることのなかった人が、日本国を訴えるためという目的を知り、口を開き始めたのである。その聞き取り調査が明らかにした崇山村におけるペスト流行の経緯を、ここで紹介しておこう。

中華民國三十一年旧曆九月五日（西曆一九四二年一〇月四日）、子どものころに泣き虫だったため村人から（老哭皮（泣きつ面のおじいさん）とあだ名されていた王煥章が死亡した。年齢は六〇歳。高熱に苦しみ、リンパを腫らしながらの死であった。その直後に嫁、息子、孫娘が次々と倒れ、わずか一二日間のうちに一家は全滅する。死因は、日本軍七三一部隊が開発した兵器としてのペストに感染したためである。

王煥章は耕作する土地をほとんど持たず、さまざまな雑用をこなして生計を立てていた。年によつては人に雇われ、〈長工〉と呼ばれる一年契約の奉公人として働いた。貧しく苦勞を重ねて口うるさく、人に好かれはしなかったが、酒を飲むと陽気になり、誰彼かまわず話しかける、そんな人柄であつたらしい。

死亡する数日前、少し離れた赤崖という岡に竹を切り出しに行き、竹を担いで村に戻る途中のこと、西顧門にある涼亭で人が倒れているのを王煥章は見かけた。胸をかきむしつたのか、服ははだけ、鼻と口からは血を流している。息があるのではと思ひ駆け寄つた。王煥章はすでにその人は息絶えていることを確認し、竹を担ぎ直し歩き始めた。ところが村にたどり着く前に、力が身体から抜け落ちる。竹を知人の家に預け、村に戻るとそのまま床に伏せ、それが死の床となつてしまつたのである。程なくして家のネズミが狂つたように走り回り、やがて死に始め、これがただならぬ事態だと察せられたときには、すでに嫁が発熱し、孫娘が発病し、息子が感染していた。

疫病は王煥章の一家を飲み込むに止まらなかつた。彼が住む崇山村に蔓延することとなる。旧曆十二月までの三ヶ月あまりのあいだに当時の崇山村の人口一、二〇〇名の三分の一に相当する四〇〇名ほどの人命が奪われ、さらに崇

山村から避難した親戚を受け入れた村でも感染者が出た。王煥章が感染したペストは、一九四〇年一〇月四日に日本軍の飛行機が衢県（現在の衢州市）上空で散布したペスト感染ノミに由来するものであると考えられている。一九三七年七月に始まる日中の全面的戦争は、国民党軍と共産党軍の頑強な抗戦により、膠着状態にあつた。四〇年になると日本軍は軍需資源確保のため東南アジアに戦線を拡大、陸軍中央部は中国大陸を南北に縦断する方針を立て、華南と華中とを結ぶ浙贛（せつかん）鉄道（浙は浙江省、贛は江西省の意味）沿線の主要都市を、細菌戦の攻撃目標とした。

日本軍機から衢県の市街地に投下されたペスト感染ノミは、まずネズミのあいだにペストを流行させ、それが人間にペストを感染させる。投下から一ヶ月あまりを経て、当時一二歳の少女が発病、わずか三日後の一月一五日に死亡した。一月下旬以降、ペスト発病者の数は増え、冬にいったんは終息したかのように見えたが、翌四一年三月上旬に再発、流行は激しさを増して行く。ペストによる衢縣市街区における被害状況は、四〇年に患者二五名、うち死者二四名、四一年に患者二八一名、うち死者二七四名、発症者の実に九八・六パーセントが死に至るといふ高い致死率を示している。

身近にペスト患者が出た家では、家族が隔離され家を焼

かれることを恐れ、関係当局に報告しないことも多く、実際の患者・死者数はこの数値を上回ると思われる。さらにペスト流行のあいだに日本軍が頻繁に空襲したために、市街区の住民は親戚関係などを頼りに農村に疎開したため、ペストは農村に広く蔓延した。

崇山村が属している義烏県での最初の発病者は、市街区の北門街に住む当時三六歳の鉄道員であった。彼は四一年九月二日に仕事のために赴いた衢県でペストに感染し、五日に列車で自宅に戻り、翌日死亡した。北門街では急病による死者が発生し、死んだネズミが多数発見されたところから、県政府はペストの疑いが濃厚であると判断し、一月一日に義烏県防疫委員会緊急会議を開催し、対処を協議した。しかし、義烏の防疫活動は、同時期に軍事的な要衝である衢県に防疫部隊が多く投入されていたために、患者発生地区の封鎖が遅れた。ペストは北門一帯から県市街地全域に広がり、近郊農村部にまで及ぶこととなった。

義烏県のペストは、隣の東陽県（現在の東陽市）に伝播し少なくとも一三名の死者を出す。四二年になると東陽県と義烏県とをむすぶ東陽江流域の廿三里・平疇・青口などの村、農村地区で人の行き来が多い仏堂・蘇溪などの市の立つ町においてペストが波及、そこから県内各地の農村に伝播していった（日本軍による細菌戦の歴史事実を明ら

史苑（第六〇巻一号）

かにする会、一九九七年）。

崇山村への感染経路について、村人はいくつもの異なる伝承を持っている。その一つは、一九四二年九月三日に一機の日本軍の飛行機が村を低空飛行したさい、ペスト感染ノミを散布したというもの。多くの村人が飛行機の後部から煙のようなものが出ているのを目撃している。また別の村人は、村で最初に発病した王煥章の家が、村のなかでもっとも公道に近い区域にあるところから、日本軍が人通りの多い道筋にペスト感染ノミが入った容器を置いたのではないかと推測している。しかし、日本軍が直接にノミの散布したことを裏付ける資料はない。現在のところ、死ぬ前に王煥章自身が語り残したように、涼亭で倒れていた人から感染したという可能性がもっとも高いと考えられている。

王煥章の家につきにペストに襲われたのは、王道生の家であった。王道生は若い頃に杭州の学校で学んだ村の知識人であったという。土地を耕しながら酒を商い、独学で医学を修め、崇山村の近くの江湾鎮で市が立つ日に出かけて、薬局のなかで患者を診ていた。村に住みながら医薬の心得があるので、村人に頼りにされていたのである。

近所の〈老哭皮〉が高熱に倒れたときも、家族の知らせを受けて診察に赴いた。そしてペストに感染した。王道生も高熱に苦しんでいる。旧暦九月九日の重陽節の朝、おそ

らく熱で喉が乾き、水を飲もうと立ち上がったまま、（馬桶^{マイト}）におまる。中国では便所が外にあることが一般的なので、夜に用便をするときは木製のおまるを使う）の前で息絶えているところを発見された。それに続くようにして八人の家族が次々と命を落とす。王道生の死から二日経ち、曆が九月中旬になると、ペストは崇山村のなかで爆発的に流行し始める。

細菌戦がこの家族に与えた被害について、王道生の五男である王旌昌（一九一八年生まれ）は、次のように語る。

「家族の多くが亡くなったことを私が知ったのは、その年の末でした。二歳年上の兄（王旌棠）が手紙で、家族九人が死んだと知らせてきたのです。当時、私は村を出て、江西省にある軍隊の病院で働いていました。

「私は中国と日本との戦争が本格化した一九三七年に徴兵され、抗日戦争に看護兵として参戦していました。病気になる村に戻ったところ、叔母（父の妹。上溪鎮十五都の楊村に嫁いでいた）の夫の甥が医院で仕事をしており、仕事がないのならとその江西省の病院を紹介してくれたのです。

「手紙には、ペストが原因だとは書いてありませんでした。商売で父や兄弟が亡くなったとあったのです。おそらく日本軍に手紙の内容を検閲されて知られると、何をされるかわからなかったので、実状を書きたくても書けなかったの

でしょう。私は職場を離れるわけにも行かず、また日本軍が義烏を占領していたこともあり、崇山村に帰ったのは二年後の一九四四年になってからでした。列車も通じていなかったのも、一ヶ月を費やして歩いて戻ったのです。途中、楊村の叔母の家に立ち寄ると、叔母は顔を見るなり抱き合っ泣きました。そこで、はじめてペストに感染して父が亡くなったのを知ったのです。

「村に戻ると、村は瓦礫の山となっているではないですか。頑丈な白壁は崩れ落ち、草が生い茂っていました。ペストが蔓延しているときに日本軍が侵攻し、疫病の蔓延をくい止めるという口実で、下半分村の家屋を焼いたためです。以前はあまり行き来がなかった下半分村の人も、家屋を失い上半分村に寄留していました」。

崇山村は南北二つの区域に別れていた。北側の区域は上半分村といい、ペストによる被害が大きかった。南側は下半分村といい、証言にもあるように日本軍による放火は、おもにここで繰り返された。証言は続く。

「父の王道生は二〇畝ほどの土地を耕作し、農繁期になると人を雇っていました。若いころには杭州の塩井学校で学んでおり、そこそこの学識もあつたようです。一九歳のころ両親、つまり私の祖父母が亡くなり、父には男兄弟がいなかったの、家を管理するために崇山村に戻ってきたの

だと聞かされています。独学で医学を学び、村の近くの江湾鎮では、毎月二・五・八・十の日になると市が立ちます。その市の日には、薬屋の医師のもとで診察をしていました。村で病人が出れば診察に赴き、村人から頼りにされていたようです。

「近所の〈老哭皮〉が高熱で倒れたと呼び出され、治療に赴き、ペストに感染しました。すでに熱を出し、リンパ節を腫らした患者も出ていたのですが、それがネズミから感染する病気であると気づいたのは、父が最初であつたようです。まもなく父も高熱を發し、喉の渴きがひどく、夜中に起きて水を飲もうとしたところで、絶命したと聞きました。陰曆の九月九日、重陽節の朝、〈馬桶〉の前で倒れて死んでいるのを、家族が発見したそうです。

「父の次に亡くなったのは母です。母の鮑春妹は義烏県の義亭鎮鮑宅という村の出身です。子どものある正月になると母の実家に新年の挨拶に、母に連れられて行きました。行くと銅銭のお年玉をもらい、帰り道にジャラジャラと音が鳴るのが嬉しかったものです。その母も高熱で苦しんだあと、ベッドの上で死にました。

「両親のあとを逐うようにして、兄の王旌善、弟の王旌倫、兄嫁の呉菊蘭と朱鳳珠、一番上の兄の息子の王興漢と四番目の兄の娘が、相次いで亡くなりました。兄の王旌善と弟

の王旌倫とは、血をひどく吐いたといひます。

「四番目の兄は、夫婦二人で妻の実家に避難していました。崇山村から四キロメートルほど離れた梅樹葉村です。ところがそこで娘が發病し、妻の実家で五人が感染して死んだと聞きました。娘が死に、さらに死者が出たので、兄たちは村を追い出されました。そのために、梅樹葉村での死者は、五人でおさまったといひます。

「家族のなかで最後に死んだのは、七番目の弟の王旌菊です。この弟は家族が次々と死ぬのを見て、江湾にある妻の実家に逃げていたのです。ところが旧十月に日本軍が来て放火しているとの知らせを受け、様子を見るために村に戻ったときに感染したと思われまます。ほどなくして發病したのです。実家の家族は、ペストが江湾にも蔓延することを恐れて、病人を林山寺に運びました。弟はそこで亡くなったのです。

「姉の王海妹は当時、母の実家でもあつた鮑宅に嫁いでいました。目がいささか不自由で、そのためか父の葬式のときに感染してしまいました。姉ばかりか、その夫と子どももペストで死にました」。

王道生の家族における被害状況をみると、たとえば王道生の四男や七男などのように、妻の実家へ避難し、そこで感染者を出すケースが目立つ。これは、中国における災害

を回避する方法が、ペストのような感染症の場合、逆効果になることを示している。村人からの聞き取りによると、妻や母の実家に逃げたため、その村にペストを感染させてしまったという事例を、他にもいくつか確認することができる。

上半分村でペストによる死者が多数出たとき、下半分村に属する新屋裡のなかで、居民たちは次第に恐怖にとらわれて行く。新屋裡に住んでいた人々の証言を、聞いていこう。

王善慶（一九二四年生まれ）は、〈鬼〉の叫び声为新屋裡のなかで響くの聞いたという。中国の〈鬼〉は、日本の幽霊に近い。

「死んだ人の魂が散じることなく地上に止まり、村のなかを浮遊しているのです。それがときに叫ぶ。アヒルの鳴き声のような音でした。しかし、本当のアヒルならば、音は地上を伝わってくるはずでしょ。だけど、その叫び声は、地面の下の方から響いてくるのです。まさに〈陰界（死者の世界）〉から響いてくるように思われました。女たちが、まず恐慌をきたし、居民はいたたまれなくなり、新屋裡のなかで死者が始めると、病人を置いて逃げ出しはじめました」。

王善富（一九二八年生まれ）は、その兄の王善行が近くの上田村の小学校でコックとして働いていたのを頼って、

崇山村を逃げ出した。

「家族のなかで、母がまっさきにペストに感染しました。崇山村でペストが流行しはじめたのは、マメを収穫する季節でした。母が熱を出したとき、村はすでに死の世界になっていて、とても生者が留まれる状況ではありません。母を家屋から運び出し、サトウキビ畑のなかに寝かせました。本来ならば、収穫を終えている時期でしたが、ペストのためにそれどころではなく、枯れたサトウキビがそのまま畑に残っていたのです。母を村から運び出すとき、誰とも行き会いません。村から逃げられるものは逃げ去り、病で動けないものは戸を閉ざし、なからうめき声とも泣き声ともつかない音が聞こえるばかり。必要なものを手に入れようと、江湾鎮の市に行くと、崇山村の人が来たとき、誰も私に近寄ろうとはしません。店も扉を閉ざす始末でした。」

上田村の住民は、すでに崇山村でペストが蔓延していることを知っており、私が兄のもとに身を寄せるのを快く思っていない。毎日二回、母のもとに食事を運んでいたのですが、上田村の村人とは顔を合わせないように、隠れて行き来しました。それでも、小学校の隣の家の人に、出て行けと言われました。自分でも、いつ症状が出るのかと、怖くてたまりませんでした」。

別の村に嫁いでいる王景雲さんが、わざわざ聞き取りに

応じるために来てくれた。王景雲さんはすでにその回想を、新聞『義鳥『健康報』一九九五年三月二五日』に掲載されており、そのコピーをいただいていたので、細菌戦の悲惨な状況については敢えて避けた質問をした。景雲さんが細菌戦の話をする、感情が高ぶり泣き出ししてしまうと聞いていたので、避けたかったのである。主に、彼女が住んでいた新屋裡のこと、細菌戦以前の楽しかった年中行事などを尋ねた。

しかし、その新屋裡が細菌戦のあとにどのように変わったかと質問をしたら、語りが始まり、これまでの楽しそうに語っていた表情が消え、まるで涙腺のスイッチが入ったかのように、涙が溢れはじめた。

新聞に掲載された回想録から、家族と新屋裡でのペスト感染の状況を、まず訳出しておこう。

「当時、私は新屋裡という大きな家屋のなかで生活していました。そこに住んでいた五、六戸の家のなかからすでに九人の死者が出て、居民はおそれおのいていました。恐怖を紛らわせるために、いっしょに夜を過ごすこともありました。当時、私は一五歳だったのですが、隣の家の一一歳になる王善余と一緒に寝て、お話を聴かせていました。二日目にこの男の子は発病し、三日目にはあつけなく死んでしまいました。

史苑（第六〇巻一号）

「父は疫病を避けるために、一日中、村の外に出て農作業をして日が暮れてから家に戻るといふ生活をしていました。それでも、病魔から逃れることはできなかったのです。父も発病し、高熱を発し、目は血走り、頭痛、寒気を訴えましました。私は漢方薬を買いに行き、父に煎じて飲ませました。江湾鎮の薬局は、崇山村の人間が来たというので、直接には対応せず、戸のすき間から薬の袋を投げてよこすのです。そこまでして手に入れた薬でしたが、薬効はありません。父の病状は日に日に重くなり、ついに十月二五日（新暦一月一三日）の朝になりました。父は床のうえで起きあがろうとします。母と私、それとすでに独立した兄（王景松）で、父に手を添えて椅子の上に乗せました。兄は叔父（王）で、父を呼びに行き、私は門の外で薬を注ぎに出たのです。突然、母の叫び声とも泣き声ともつかない音が起きました。あわてて家にはいると、父はすでにこときれていました。口からは血をながしていました。

「私たちは日本兵が来て、父の死体を解剖するのではないかとおそれ、泣き声さえ挙げられません。翌日、ひそかに畑に遺体を運び出し、人目につかないところにはばらく安置することにしました。

「その夜、母親が高熱を発し、うわごとを言うようになりました。夜がふけるとともに、母の病状は重くなり、顔面

は蒼白になり、呼吸も困難になってきます。家では私一人です。兄も兄嫁もいません。心細く、手の施しようがありませんでした。母が息を引き取りました。父母が一昼夜のうち二人とも亡くなったとき、まだ夜は明けていませんでした。父は四七歳、母は四八歳でした。

「父母の死後、私は兄の一家のもとに身を寄せました。ほどなくして、兄も四〇度以上の熱を発しはじめました。目はうつろになっていきます。私と兄嫁はかけずりまわって親戚から金を借り、漢方薬を買って一ヶ月治療を続け、危険な状態を脱しました。ところが、兄がまだ完治しないうち、私自身が熱を出したのです。頭痛がひどく、リンパ節も腫れあがり、床の上で起きあがることもできません。兄の病気で借りたお金もまだ返却していなかったので、私を治療する金銭はなく、一日じゅう床に伏せ、食ものを通りません。ただ水だけが飲みたいと思うだけです。自分の命ももう長くはないと感じていました。しかし、十日あまりで自然と治ってしまいました。

「私の両親が亡くなつてから、農地での働き手がいなくなつてしまいました。徐村の従妹（父の妹の娘）の趙銀華が旧十二月に私の家に来て、手伝っていました。数日後に私が熱を発し、従妹は私が疫病に取り付かれたのを見て、徐村に戻りました。私は次第によくなつたのですが、趙銀華は

翌一九四三年の正月に発病し、数日後に世を去つてしまつたのです。まだ一五歳でした。銀華の死後、その三歳になる従弟（趙銀華の父の兄弟の息子）が、大人たちが目を離れたすきに、抱いてもらおうと彼女の遺体にはい上がつてしまいました。三日後、その男の子が死にました。

「従妹たちの死は、私が感染させたかと思うといたたまれず、悔やんでも悔やみ切れません。同時に、（日本鬼子）に對する恨みがいつそう深まります。

疫病がおさまつたあとでも、一、二年のあいだ崇山村の人間だとわかると、誰も近づこうとはしません。学校に行つても、同級生が距離を置くのがわかりました。教室に入つて掃除をすると、みな逃げ出して、しばらく教室に入ろうともしないのです。親戚との交流も途絶えました。二、三年は祖先をお祀りすることもできませんでした。自分たちが食べていくことすらできないので、とても祖先どころの話ではなかつたのです」。

ペストで亡くなつた一人一人に、一つの物語がある。その物語を知るのもペストで亡くなつたために、もはや明らかにすることが不可能となつた物語もある。また、日本軍による細菌戦から五〇年以上の月日が過ぎ、物語を抱いたまま亡くなつた人も少なくはない。その失われようとしている物語を、村人たちはすくい上げる作業が進め、歴史

的事実のなかに位置づけようとしている。

王煥斌が始めた署名活動が一つの契機となり、崇山村の被害者と遺族が当時の被害状況を語るようになったため、義烏市における徳育教育（道徳教育）のなかで崇山村が取り上げられるようになった。五十周年にあたる一九九三年の九月には、生体解剖が行われたと伝えられる林山寺の門前に、江湾中学の校長が起草した石碑が建てられ、戦争被害の状況について話を聞くために学童が訪問するようになった。さらに聯合訴訟を起こすと、崇山村の名は広く知られるようになり、ペストによる死者を出した浙江省の東陽・蘭溪・富陽などの村から、経験を学びに崇山村に人が派遣されてくるようになった。

村人自身は被害を明らかにするために調査をすすめ、それまで個人がバラバラに抱え込んでいた物語をつづり合わせ、村や地域社会全体が被った損害の全容を認識できるようになった。しかし、この作業は困難を究めた。ペストのために家族のほとんどが死亡した家や、抗日戦争とそれに続く国民党と共産党との戦争のなかで離散した家も少なくない。誰がペストで死去したのか、当時の隣家の住民に記憶を呼び覚ましてもらいながら、作業が進んだ。聯合訴訟を起こした一九九四年の段階では、三八二人が数え上げられているが、その後の調査により現時点では三九六人の死

が確認されている。私が聞き取り調査を行っていたときにも、二名ほどが新たにリストアップされており、今後もまだ名もない乳幼児などが記憶の闇のなかからすくい上げられる可能性がある。

民事裁判

崇山村の関係者は聯合訴訟を起こそうとしたが、日本側からはまったく反応がなかった。しかし、この動向が報道されると、同じく細菌戦の被害を受けた各地の被害者と遺族とのあいだに連携が生まれ、共同して訴訟を進めることとなった。一九九七年に東京地方裁判所に起こされた損害賠償請求裁判は、その一つの結果である。この裁判では、一〇八人が原告として名を連ねている。そのなかには崇山村の関係者の他に、浙江と江西とを結ぶ鉄道沿線に撒かれたペストによる被害を直接・間接に受けた衢州の五名、義烏県城の三一名、これとは別に直接に飛行機の上からペスト感染ノミを投下された浙江省の寧波から参加した六名、湖南省常德からの三〇名、コレラ菌を散布された浙江省江山の六名が含まれる。

九八年二月一六日に開かれた第一回口頭弁論において陳述した遺族は、崇山村の家族七人のうちで兄と姉の二人を

ペストでなくした王麗君（九八年当時六五歳、寧波市で両親と姉弟とを亡くした胡賢忠（同六六歳）、崇山村で叔父が死亡した王選（同四五歳）であった。このなかで王選は八七年以来日本に在住し、日本の言葉と文化・社会に対する理解も深く、中国の原告らと日本の弁護士とが意志を疎通する上で、異文化の翻訳者としての役割を果たしている。彼女がなぜ裁判に関わっているのでしょうか。

王選と崇山村を結んでいるのは、彼女の亡父である。父は崇山村の出身であり、親戚から支援されて高等教育を受ける機会を得て、中華民国の時代には上海地方高等法院の検事を勤め、事務局の主任になった人物であった。しかし、単なるエリートではなく、正義感が強く共産党の地下黨員として、上海にとどまり情報収集を行っていた。崇山村にペストが流行し始めたころ、村から祖母が病で倒れたとの手紙が届いた。当時、交通が遮断されていたので、父は歩いて郷里に向かった。村が間近になったところで、日本軍に捕まった。父の風采は農民ではなかったためである。尋問を受けたところ、疫病について細かく尋ねられた。父は、これはいったいどうしたことか、なぜ流行している病気に ついてばかり質問するのか奇妙に感じ、日本軍と流行病とのあいだに何かあると確信したという。あたりの雰囲気にも身の危険を感じ、兵士のすきをつけて川に飛び込み、逃げ

た。父は王選さんが子どものころには、細菌戦の話をもほとんどしなかった。話すこと自体が苦しいためである。ただ、子どもたちが成長したら、語り継ごうと思っていたらしい。ところが、時代は父に語り継ぐゆとりを与えなかった。

一九五七年に始まる反右派闘争と六六年に勃発した文化大革命のなかで、右派のレッテルを貼られ、攻撃にさらされることになったのである。そもそも解放前に父は延安に赴いて毛沢東のもとで革命に参加したいと希望していたが、地下黨員として情報を集める役割を担わされ、上海で生活していたのである。しかし、そのような事情とは別に、国民党政權で働いたということが攻撃の格好の口実とされる。また、五六年に「百花齊放、百家争鳴」政策が展開されると、父は郷里の崇山村に赴きその状況について調査した。当時は農村では共産党の進める農村集団化政策のもと、実状を無視して合作社化が推し進められ、さまざま歪みが生じていた。父は、その現状をありのままに報告し、座談会で農民の言葉をそのまま紹介したのである。それが、右派にされる直接の原因となった。文化大革命の最中には、日本軍に捕まり尋問を受け「日本兵に対して跪いたことがある」と、言わなくてもよい告白をしたばかりに、紅衛兵から拷問に近い苦痛を与えられたこともあった。

父は崇山村の人々に愛情を持っていた。村から上海に出

てきた人は、必ず父を訪ね土産話をする。六四年の春節のときに家族で崇山村に里帰りしたことは、王選さんの鮮烈な記憶となっているという。上海の中学生が各地に下放しはじめたとき、多くの青年が新天地である黒竜江省に向かった。王選も一度は黒竜江省に行こうと考えたが、父が右派とされているので他の青年とともに行動することがためらわれ、また父を尊敬していたこともあり、父の郷里である崇山村に下放することにした。六九年の一月のことであった。四年間を村で生活することとなる。村では日本軍によってもたらされたペストの災禍、日本兵による放火や強姦・略奪の話が、語り継がれていた。

八七年に日本に留学する機会を得て、日本がなぜ経済成長を遂げられたの知ろうと三重大学・筑波大学で学ぶことになった。日本ではさまざまなカルチャーショックを受けたが、なかでも日本人が「日本は戦争に負けた」と言うのが、大きなショックであったという。その戦争が正しいものだったのか不正なものであったのかという議論はなく、ただ「負けた」ということに、違和感を覚えたというのである。日本人の多くが、アメリカより日本が弱かったから「負けた」としか認識していない。そこには「強い」か「弱い」かというレベルの発想しかない。日本人同士のつきあいのなかでも、どんなに不正なことでも相手の方が強けれ

ば我慢してしまふ。しかし、このように発想するから「強くならなければならぬ」と頑張り、たとえ正しくなくても妥協することで協調性を発揮できるのではないかとも思えてきたと、彼女は語る。

新聞で崇山村の人々が日本国を相手に訴訟を起こそうとしていることを知り、連絡を取り合って活動に参加した。九五年には日本人とともに崇山村を訪ね、被害の実態を調査した。こうした活動のなかで、日本人というものが見えてきたという。中国にいたころは、映画などで日本兵がやられる場面を見ると喝采していたものだ。しかし、細菌戦の調査を進めるなかで、人を殺すよりも殺される方が楽かも知れない、と思うこともあった。戦争の写真展のなかで、無垢な若い日本兵の姿を見つめていると、人を殺さなければ自分が殺されるという状況そのものが悪いのだということが納得できた。いまでは映画を見ていて日本兵が死ぬシーンが出てくると、悲しく思われるようになったという。

王選からの聞き取りを終え、彼女が裁判に関わる動機のようなものが、おぼろげながら見えたように思われた。細菌戦の惨状を子どもたちに十分に語り継ぐことなく亡くなった父親を理解するため、そしていま彼女が生活している日本のなかで日本人と関係を構築するために、この裁判があるのである。

おわりに

日本のなかでは戦争責任を問いかける中国の動きを、あえて曲解しようとする見解が存在している。中国は共産党の一元独裁であり、民間の自発的な活動はあり得ない、したがって損害賠償請求も政府に指導されたものであって、日本から少しでも多くの利益を引き出そうとする外交戦略の一環に過ぎないと言ふものである。しかし、このような見方は、正しくない。

八〇年代に入り改革開放路線が進められて個人が経済的利益を求めることが容認されると、中国では高度経済成長の背後で社会的な秩序が混乱し始めた。人間関係をあらたに構築する試みが、民衆のあいだで模索されている。日本の戦争犯罪を問う裁判は、こうした動きと無縁ではない。

細菌戦の被害は過去の歴史ではない。現在を生きる被害者と遺族とが、自分が生まれ育った村との関係を見つめ直し、村民としてのアイデンティティを確立するための核となつてゐる。共通の経験を確認することで、親族としてのきずなを再構築する契機ともなつてゐる。日本政府が公式に戦争犯罪の事実を認めることは、彼らが恨みという負の感情を克服し、新たな関係を日本人とのあいだに構築するうえで必要なことなのである。中国の知識人が親しみを込

めて、ときには少し見下したように（ラネバインシ「老百姓」）と呼ぶ普通の人々、彼らが国際関係とは何か、政治とは何か、人権とは何かを学ぶ場として、この裁判が機能していることは間違いない。

日本人があまりにも単純に自らを「加害者」だと言い過ぎると、王選が語ってくれた。みずからにレッテルを貼つて、中国の当事者とのあいだに「加害者」「被害者」という固定的な関係しか構築しようとしなない日本人に対する、それは一つの不満からこぼれた言葉であつたのではないだろうか。相手に対して「被害者」という役割を押しつけるのではなく、彼らがいま何を考え、過去をどのように位置づけながら生きているのかを、問いかける必要があるように思われる。

（一九九九年八月一五日脱稿）

【参考文献】

松村高夫・解学詩・郭洪茂・李力・江田いづみ・江田憲治『戦争と疫病——七三一部隊のもたらしたもの——』本の友社、一九九七年。
日本軍による細菌戦の歴史事実を明らかにする会『裁かれる細菌戦』第一集、一九九七年。

張世欣編著『浙江省崇山村、侵華日軍細菌戦罪行史実——受害索賠、崇山人的正当權利——』浙江教育出版社、一九九九年。

（本学教授）